

手続開始の公示（説明書）

平成 24 年 3 月 22 日

NEXCO 東日本 関東支社長 石川 慎一

次のとおり公募型競争入札方式に付します。

なお、本件調査等については、あらかじめ東日本高速道路株式会社（NEXCO 東日本）が配布した入札者に対する指示書、仕様書等の契約図書その他関係法令に定めるもののほか、この『手続開始の公示(説明書)』に記載のとおり実施します。

第 1 基本事項（調達手続の概要）

- | | |
|----------------|--|
| 1-1. 調達機関番号 | 417 |
| 1-2. 所在地番号 | 13 |
| 1-3. 品目分類番号 | 42 |
| 1-4. 契約件名(業務名) | 東京外環自動車道 高谷地区モニタリング調査 |
| 1-5. 契約責任者 | 東日本高速道路株式会社 関東支社長 石川 慎一 |
| 1-6. 契約担当部署 | 東日本高速道路株式会社 関東支社 技術部 調達契約課 (住所) 〒110-0014 東京都台東区北上野 1-10-14 (TEL) 03-5828-8595 |
| 1-7. 競争契約の方法 | 公募型競争入札方式 |
| 1-8. 入札の方法 | 郵送...下記 4-1、4-2 を参照のこと |
| 1-9. 履行保証 | 必要 ... 入札者に対する指示書[25]を参照のこと |
| 1-10. 契約書の作成 | 必要（契約図書を製本すること） ... 入札者に対する指示書[26]を参照のこと |
| 1-11. 契約図書 | |

- (1) 本件調査等請負契約の内容となる契約図書は次のとおりとする。なお、本件競争入札に参加を希望する者（以下「参加希望者」）及び契約責任者は、契約図書に拘束されることとし、その定める事項を遵守しなければならない。

| | |
|-------------------------|---|
| 手続開始の公示 (説明書) ... 本書 | http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/public_notice/search_service/ |
| 標準契約書案 | http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/doc_download/ 【調査等契約書】を使用すること |
| 入札者に対する指示書 | http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/doc_download/ 【調査等・郵送入札】を使用すること |
| 共通仕様書 | http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/doc_download/ 【調査等共通仕様書（平成 23 年 7 月）】を使用すること |
| 特記仕様書 | http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/public_notice/search_service/ |
| その他契約 | http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/public_notice/search_service/ |

(発注用)図面等

| | |
|-------|---|
| 金抜設計書 | http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/public_notice/search_service/ |
| 参加表明書 | 本書の別紙 参加表明書様式 1 のとおり |
| 技術提案書 | 本書の別紙 技術提案書様式 1 のとおり |
| 入札書 | 上記 入札者に対する指示書様式 1 |

- (2) 参加希望者は、上記(1)に示す契約図書については、NEXCO 東日本のホームページよりそれぞれダウンロードして取得すること。

配布期間 平成 24 年 3 月 22 日(木)～平成 24 年 4 月 19 日(木)

第 2 調達手続に付する事項(業務概要)

2-1. 業務概要

- (1) 業務場所 自) 千葉県市川市高谷
至) 千葉県市川市高谷
- (2) 業務内容 本業務は、東京外環自動車道高谷地区の工事にあたり、施工中及び施工完了後の環境調査(気象観測、地下水位観測、地下水質分析、大気質測定)を行うものである。
- (3) 概算数量
- | | |
|-------------------|----------|
| 大気汚染物質濃度測定機器設置・撤去 | 8 箇所・回 |
| ダイオキシン類測定 | 3 6 箇所・回 |
| 流向・流速測定 | 7 2 孔・回 |
| 地下水質分析 | 1 3 5 試料 |
| 汚濁水質分析 | 5 1 試料 |
| 常時監視システム A | 2 5 月 |
| 常時監視システム B | 1 1 月 |
- (4) 履行期間 契約保証取得の日の翌日から 1170 日間

第 3 調達手続に参加するための条件等

3-1. 競争参加資格

本件に参加することのできる者は、次に示す事項をすべて満たす者とする。

なお、参加希望者は、下記 3-2. に示す「参加表明書」を契約責任者に提出するものとする。

- (1) 審査基準日(下記 3-3. に示す「参加表明書」の提出期限の日をいう。以下同じ。)において、NEXCO 東日本の契約規程実施細則第 6 条(入札者に対する指示書[2]を参照のこと)の規定に該当しない者であること。
- (2) 下記 3-3. に示す参加表明書の提出期間の最終日において、業務区分「環境調査」にかかる『平成 23・24 年度競争参加資格』を有する者で、かつ、認定されている者であること。
- (3) 審査基準日において、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、または民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと(ただし、当該申立てにかかる手続開始の決定後、あらためて競争参加資格の再認定を受け、上記(2)に示す条件を満たす場合を除く)。
- (4) 審査基準日から契約の相手方と決定する日までの期間(期首及び期末の日を含む)において、

NEXCO 東日本から「地域 3 (関東支社が所掌する区域)」において競争参加資格停止を受けていないこと (NEXCO 東日本が「地域 3 (関東支社が所掌する区域)」において講じた競争参加資格停止期間(期首及び期末の日を含む)との重複がないこと)

- (5) 審査基準日において、平成 13 年度以降に完了した業務において、次に示す同種または類似業務の実績を有すること。なお、同種業務 ~ の施工実績を同一の業務において有する必要はない。

同種業務： ダイオキシン類に係る現地測定業務
 大気中の浮遊粒子物質における現地測定業務
 地下水の流向・流速における現地測定業務

類似業務： ダイオキシン類に係る現地測定業務

- (6) 審査基準日において、次に掲げる基準を満たす技術者を、本件業務に配置できる者であること。

なお、外国資格を有する技術者 (日本国及び WTO 政府調達協定国その他建設市場が開放的であると認められる国等の法人に所属する技術者に限る) については、あらかじめ下記に示す資格相当との国土交通大臣認定を受けている必要がある。この場合において、下記 3-3. に示す参加表明書の提出期限までに前記大臣認定を受けていない場合にも同表明書を提出できるが、その提出時に、大臣認定申請書の写しを添付するものとし、かつ、開札日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出する必要がある。

- a) 管理技術者： 下記 ~ のいずれかの資格を有する者でなければならない。

技術士【総合技術監理部門 (建設部門 - (建設環境) または、環境部門 - (環境測定))】の資格を有し技術士法による登録を行っている者。

平成 12 年度以前の技術士試験合格者で、技術士【建設部門 (建設環境) または環境部門 (環境測定)】の資格を有し技術士法による登録を行っている者。

平成 13 年度以降の技術士試験合格者で、技術士【建設部門 (建設環境) または環境部門 (環境測定)】の資格を有し技術士法による登録を行っている者。ただし、7 年以上の技術的業務の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門に 4 年以上従事している者とする。

RCCM (建設環境部門) の資格を有し、RCCM 資格制度規程による登録を行っている者。なお、RCCM 試験に合格しているが、登録できない立場にいるものについても、RCCM と同等の能力を有している者とする。

- (7) 管理技術者は、平成 13 年度以降に完了した業務において、次に示す同種または類似業務の実績を有すること。なお、同種業務 ~ の施工実績を同一の業務において有する必要はない。

同種業務： ダイオキシン類に係る現地測定業務
同種業務： 大気中の浮遊粒子物質における現地測定業務
同種業務： 地下水の流向・流速における現地測定業務
類似業務： ダイオキシン類に係る現地測定業務

- (8) 平成 24 年 3 月 22 日現在の技術者の手持ち業務量 (特定後未契約のものを含む) が、次に示す業務量未満である者。なお、手持ち業務量とは管理技術者または担当技術者として従事し

ている業務を指す。

- a) 管理技術者： 契約金額が 500 万円以上の業務の合計額が 4 億円未満かつ件数が 10 件未満である者。なお、手持ち業務について、「低入札価格調査対象業務」がある場合は、業務の合計額が 2 億円未満かつ件数が 5 件未満である者。

- (9) 審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、下記 に示す施工（調査等）管理業務の請負人、当該施工（調査等）管理業務の請負人と資本若しくは人事面において関連のある者、当該施工（調査等）管理業務の担当技術者の出向・派遣元、当該施工（調査等）管理業務の担当技術者の出向・派遣元と資本若しくは人事面において関連がある者として、本工事若しくは調査等の発注に関与した者でないこと、又は現に下記 に示す施工（調査等）管理業務の請負人、当該施工（調査等）管理業務の請負人と資本若しくは人事面において関連のある者、当該施工（調査等）管理業務の担当技術者の出向・派遣元、当該施工（調査等）管理業務の担当技術者の出向・派遣元と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

「資本若しくは人事面において関連がある者」とは、次のイ)又はロ)に該当する者である。

イ) 当該請負人若しくは下請負人の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者。

ロ) 業者の代表権を有する役員が当該請負人若しくは下請負人の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該業者。

施工（調査等）管理業務等の請負人

上記(9)に示した施工（調査等）管理業務等の業務名及び請負人は次に示すとおりである。

・千葉工事事務所 環境技術課調査等管理業務(開発虎ノ門コンサルタント株式会社)

- (10) 審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、入札者に対する指示書 1[1]入札手続の公正性・透明性の確保に関するお願いの(1)の記載に抵触するものではないことに留意すること。

資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法第 2 条第 3 号に規定する子会社をいう。以下、この 資本関係の記載中において同じ。）又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

1) 親会社（会社法第 2 条第 4 号に規定する親会社をいう。以下、この 資本関係の記載中において同じ。）と子会社の関係にある場合

2) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、1)については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

1) 一方の会社の役員（以下に掲げる定義に該当する者をいう。以下、この 人的関係の記載中において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

2) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人（以下に掲げる定義に該当する者をいう。）を

現に兼ねている場合

【役員 の 定義】

-) 会社 の 代表 権 を 有 する 取締役 (代表 取締役)
-) 取締役 (社 外 取締役 を 含む 。 た だ し 、 委 員 会 等 設 置 会 社 の 取締役 を 除 く 。)
-) 委 員 会 等 設 置 会 社 に お ける 執 行 役 又 は 代 表 執 行 役

【管 財 人 の 定義】

会社 更 生 法 第 67 条 第 1 項 又 は 民 事 再 生 法 第 64 条 第 2 項 の 規 定 に よ り 選 任 さ れ た 管 財 人
そ の 他 入 札 の 適 正 さ が 阻 害 さ れ る と 認 め ら れ る 場 合
そ の 他 上 記 又 は と 同 視 し う る 資 本 関 係 又 は 人 的 関 係 が あ る と 認 め ら れ る 場 合

3-2. 参 加 表 明 書 の 作 成

(1) 参 加 希 望 者 は 、 本 件 の 手 続 に 参 加 す る た め 、 次 に 示 す 「 参 加 表 明 書 (以 下 「 表 明 書 」) 」 を 作 成 し な け れ ば な ら ない 。 な お 、 表 明 書 の 作 成 に 係 る 留 意 事 項 は 以 下 に 示 す 。

| 表 明 書 (様 式) | 作 成 に か かる 留 意 事 項 |
|--|---|
| 参 加 表 明 書 (様 式 1) | 必 要 事 項 を 記 載 の う え 記 名 押 印 す る こ と 。 そ の 他 補 足 事 項 に つ い て は 、 入 札 者 対 す る 指 示 書 [9] [3] を 参 照 の こ と |
| 業 務 実 施 体 制 (様 式 2) | 参 加 表 明 者 単 独 に よ り 、 業 務 を 実 施 す る 場 合 に は 「 予 定 無 し 」 と 記 載 す る 。 (調 査 等 共 通 仕 様 書 1-19-2 に 示 す 「 軽 微 な 部 分 の 再 委 任 」 で あ る 場 合 を 含 む 。) 他 の 建 設 コ ン ク リ ー ト 等 に 当 該 業 務 の 一 部 を 再 委 任 す る 場 合 又 は 学 識 経 験 者 等 の 技 術 協 力 を 受 け て 業 務 を 実 施 す る 場 合 は 、 再 委 任 の 具 体 的 内 容 を 記 載 す る と と も に 、 再 委 任 先 又 は 協 力 先 、 そ の 理 由 (企 業 の 技 術 的 特 徴 な ど) を 記 載 す る こ と 。 な お 、 再 委 任 先 又 は 協 力 先 を 選 定 中 の 場 合 は 「 選 定 中 」 と 記 載 す る こ と 。 調 査 等 共 通 仕 様 書 1-19-1 に 示 す 「 主 たる 部 分 」 ・ 1-48-2 に 示 す 「 秘 密 の 保 持 に 係 る 部 分 」 を 再 委 任 し て は な ら ない 。 |
| 技 術 部 門 登 録 (様 式 3) | 建 設 コ ン ク リ ー ト 登 録 規 程 に 基 づ く 「 建 設 環 境 部 門 」 の 登 録 を 行 っ て い る 場 合 に 記 載 し 、 次 の 資 料 を 添 付 す る こ と 。 な お 、 登 録 し て い ない 場 合 は 「 登 録 無 し 」 と 記 載 す る 。) 建 設 コ ン ク リ ー ト 登 録 規 程 に 基 づ く 登 録 通 知 の 写 し (追 加 登 録 通 知 の 写 し を 含 む)) 建 設 コ ン ク リ ー ト 現 況 報 告 書 の 写 し (国 土 交 通 省 地 方 整 備 局 の 受 付 印 が あ る も の の うち 、 最 新 の も の と す る 。 な お 、 国 土 交 通 省 地 方 整 備 局 に 提 出 し て い る が 未 返 却 の 場 合 は 、 提 出 日 を 様 式 3 の 余 白 に 記 入 す る こ と) |
| 企 業 の 同 種 又 は 類 似 業 務 の 実 績 (様 式 4) | 上 記 3-1. (5) に 示 す 競 争 参 加 資 格 を 満 た す 業 務 実 績 を 記 載 す る こ と 。 同 種 業 務 を 優 先 的 に 記 載 し 次 の 資 料 を 添 付 す る こ と 。) 同 種 又 は 類 似 業 務 の 実 績 と し て 記 載 し た 業 務 内 容 を 把 握 で き る 契 約 書 類 (契 約 書 ・ 特 記 仕 様 書 等) の 写 し) た だ し 、 当 該 業 務 が 、 「 測 量 調 査 設 計 業 務 実 績 サ ー ビ ス (TECRIS) 」 (以 下 「 TECRIS 」 と い う 。) に 登 録 さ れ て お り 業 務 内 容 を 把 握 で き る 場 合 は 、 そ の 写 し を 添 付 し 、 契 約 書 類 (契 約 書 ・ 特 記 仕 様 書 等) の 写 し を 添 付 す る 必 要 は ない 。 ま た 、 契 約 書 類 (契 約 書 ・ 特 記 仕 様 書 等) の 写 し や TECRIS で 業 務 内 容 が 確 認 で き ない 場 合 は 、 別 途 確 認 で き る 資 料 を 添 付 す る こ と 。) 発 注 機 関 か ら 通 知 さ れ た 「 認 定 書 」 の 写 し 、 ま た は 「 成 績 評 定 通 知 書 」 の 写 し を 添 付 す る も の と す る 。 |

| | |
|--|---|
| | <p>) 記載した業務の発注機関が NEXCO 東日本・中日本・西日本・旧 JH の場合で「調査等成績評定通知書」(以下「成績評定点」という。)の通知を受けている場合はその写しを添付するものとする。</p> <p>記載にあたっては、様式 4 に示す 記載上の注意事項 に従うこと。</p> |
| 配置予定管理技術者の資格等 (様式 5) | <p>上記 3-1.(6)a)に示す競争参加資格を満たす技術者資格等を有する技術者を記載すること。</p> <p>外国資格を有する者については、上記に示す資格相当との国土交通大臣認定を受けている者を評価する。なお、参加表明書提出時に認定を受けていない場合にも大臣認定申請書を添付することで提出出来るが、開札日までに大臣認定を受け認定書の写しを提出すること。</p> <p>記載した資格を有していることを証する登録証等の写しを添付すること。</p> <p>学歴及び実務経験を記載する場合には、経歴書(様式は自由とする)を添付すること。</p> <p>経歴書には、生年月日、現住所、最終学歴、取得資格、職歴、当該工種に関する経歴を記載し、配置予定技術者が押印するものとする。</p> <p>手持ち業務は、入札公示の日を基準日として、上記 3-1.(8)a)に示す対象業務がある場合に記載するものとする。</p> <p>記載にあたっては、様式 5 に示す 記載上の注意事項 に従うこと。</p> |
| 配置予定管理技術者の同種又は類似業務の経験 (様式 6) | <p>上記 3-1.(7)に示す競争参加資格を満たす業務実績を記載すること。</p> <p>同種業務を優先的に記載し次の資料を添付すること。</p> <p>) 同種又は類似業務の実績として記載した業務内容を把握できる契約書類(契約書・特記仕様書等)の写し</p> <p>ただし、当該業務が、「TECRIS」に登録されており業務内容を把握できる場合は、その写しを添付し、契約書類(契約書・特記仕様書等)の写しを添付する必要はない。また、契約書類(契約書・特記仕様書等)の写しや TECRIS で業務内容が確認できない場合は、別途確認できる資料を添付すること。</p> <p>) 発注機関から通知された「認定書」の写し、または「成績評定通知書」の写しを添付するものとする。</p> <p>) 記載した業務の発注機関が NEXCO 東日本・中日本・西日本・旧 JH の場合で「成績評定点」の通知を受けている場合はその写しを添付するものとする。</p> <p>記載にあたっては、様式 6 に示す 記載上の注意事項 に従うこと。</p> |
| 当該業務遂行時の留意点 (様式 7) | <p>様式 7 に配布された設計図書等を基に判断可能な範囲で、留意すべき事項を記載すること。なお、ここでは業務への取組み姿勢を求めているのではないので記載する際十分注意すること。</p> <p>A 4 版 2 枚以内に記載すること。</p> |

(2) 表明書の各様式は A 4 版とし、文字サイズは 10 ポイント以上とする。

(3) 参加希望者は、表明書を作成するにあたり、以下の資料を閲覧することができる。

| | |
|------|--|
| 資料名 | 平成 22 年度 高谷地区モニタリング調査 報告書 |
| 閲覧場所 | 東日本高速道路株式会社 関東支社 千葉工事事務所 |
| 閲覧期間 | 参加表明書の提出期限の前日まで(休日を除く毎日 10 時から 17 時まで) |
| 問合せ先 | 東日本高速道路株式会社 関東支社 千葉工事事務所 (TEL) 043-350-3321 |

閲覧を希望される際は上記 「問合せ先」へ事前にご連絡ください。

3-3. 参加表明書の提出

- (1) 参加希望者は、上記 3-2. で作成した表明書を次のとおり契約責任者へ提出しなければならない。

提出期間 入札公告の翌日から平成 24 年 4 月 19 日(木)16 時まで

提出場所 上記 1-6. 「契約担当部署」

提出方法 持参(休日を除く毎日 10 時から 16 時まで)または書留郵便(締切日必着)に限る

提出書類 上記 3-2. により作成した「表明書」を 2 部(正 1 部、副 1 部)

- (2) 参加希望者は、表明書にかかる留意事項として、上記 3-2. 表明書の作成に係る留意事項のほか入札者に対する指示書[9][2]を参照のこと。

3-4. 技術提案書の提出者の選定に関する評価基準

- (1) 技術提案書の提出者を選定するための評価項目、評価基準、配点は次のとおりとする。

| 評価項目 | | | | 評価基準 | 配点 |
|--|-----------------------|------------------|----------------|---|-----|
| 業務実 施体制 | 業務実施体制の妥当性 | | | (様式 2) 下記項目に該当する場合には選定しない。 ・再委任の内容が主たる部分若しくは秘密の保持に係る部分である場合。 なお、「主たる部分」・「秘密の保持に係る部分」とは、次のことをいう。 ・「主たる部分」: 調査等共通仕様書 1-19-1 に示す部分 ・「秘密の保持に係る部分」: 調査等共通仕様書 1-48-2 に示す部分 | - |
| 参加 表明 者の 経 験 及 び 能 力 | 資 格 実 績 等 | 資 格 要 件 | 技術 部門 登録 | 当該部門の建設コンサルタント登録等 (様式 3) 当該業務に関する部門(建設環境部門)の登録有り。 なお、上記に該当しない場合は加点しない。 | 5.0 |

| | | | | |
|---------------|-------|--------|--|----------------------|
| 参加表明者等の経験及び能力 | 資格実績等 | 専門技術実性 | 平成 13 年度 (様式 4) | 25.0 |
| | | | <p>(H13.4.1)以降に発注機関に受渡しを行った同種又は類似業務等の実績の内容</p> <p>下記の順位で評価する。</p> <p>同種業務の実績がある。</p> <p>類似業務の実績がある。</p> <p>なお、上記に該当しない場合は選定しない。</p> | 10.0 |
| 予定管技術者の経験及び能力 | 資格実績等 | 技術者資格等 | 技術者資格等、その専門分野の内容 (様式 5) | 25.0 |
| | | | <p>下記の順位で評価する。なお、外国資格を有する者については、予め下記に示す資格相当との旧建設大臣認定又は国土交通大臣認定を受けている者を評価する。</p> <p>技術士【総合技術監理部門(建設部門-(建設環境)または、環境部門-(環境測定))】の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。</p> <p>平成 12 年度以前の技術士試験合格者で、技術士【建設部門(建設環境)または環境部門(環境測定)】の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。</p> <p>平成 13 年度以降の技術士試験合格者で、技術士【建設部門(建設環境)または環境部門(環境測定)】の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。ただし、7 年以上の技術的業務の実務経験を有し、かつ、業務に該当する部門に 4 年以上従事している者とする。</p> <p>RCCM (建設環境部門)の資格を有し、RCCM 資格制度規程による登録を行っている者。なお、RCCM 試験に合格しているが、登録できない立場にいるものについても、RCCM と同等の能力を有している者とする。</p> <p>なお、上記に該当しない場合は選定しない。</p> | 25.0 20.0 10.0 |

| | | | | | | |
|--|--|-----------------------|----------------------------|--|--|--------------|
| 予 定 管 理 技 術 者 の 経 験 及 び 能 力 | 資 格 実 績 等 力 | 専 門 技 術 力 | 成 果 の 確 実 性 | 平 成 13 年 度 (様式 6) (H13.4.1)以降に発 注機関に受渡しを行 った同種又は類似業 務等の実績の内容 | (様式 6) 下記の順位で評価する。 同種業務の実績がある。 類似業務の実績がある。 なお、上記に該当しない場合は選定しない。 | 35.0 14.0 |
| | 予 定 管 理 技 術 者 の 経 験 及 び 能 力 | 資 格 実 績 等 | 専 任 性 | 手 持 ち 業 務 金 額 及 び 件 数 | (様式 5) 下記項目に該当する場合には選定しない。 ・1 件 500 万円以上の管理技術者又は担当技術者として従事して いる手持ち業務について、次のいずれかに該当する場合。 契約金額の合計が 4 億円以上 契約件数の合計が 10 件以上 なお、手持ち業務について、「低入札価格調査対象業務」がある 場合は、 契約金額の合計が 2 億円以上、 契約件数の合計が 5 件以上とする。 | - |
| 参 加 表 明 者 の 経 験 及 び 能 力 | 当 該 業 務 遂 行 時 の 留 意 点 | | | (様式 7) 当該業務遂行時における留意点について記載内容等について評 価する。 「求める留意点」 ・本業務における業務全般に係る留意点 | 10.0~0.0 | |

3-5. 技術提案書の提出者の選定

- (1) 契約責任者は、参加希望者から提出された表明書に基づき、上記 3-4. 技術提案書の提出者の選定に関する評価基準に基づき評価を行い、技術提案書の提出者を 3 者選定（以下「選定者」という。）し、その結果について通知する。ただし、同評価の提出者が 3 者を越えて存在する場合はこの限りではない。

技術提案書の提出者の選定及び技術提案書の提出要請および非選定通知予定日
平成 24 年 5 月 9 日(水)

- (2) 上記(1)に示す非選定通知を受けた者は、契約責任者に対して非選定理由について説明を求める(以下「説明請求」という。)ことができる。なお、説明請求を求める場合には次に示すとおりとする。

提出期限 平成 24 年 5 月 17 日(木)16 時まで

提出場所 上記 1-6.「契約担当部署」

提出方法 持参(休日を除く毎日 10 時から 16 時まで)または書留郵便(締切日必着)に限る

提出書類 書面(様式自由)により作成

- (3) 契約責任者は、上記(2)により提出された説明請求に対して書面により回答する。

回答期限日 平成 24 年 5 月 21 日(月)

3-6. 技術提案書の作成

- (1) 上記 3-5.に示す通知による選定者については、次に示す「技術提案書(以下「提案書」)」を作成しなければならない。なお、提案書の作成に係る留意事項を以下に示す。

| 提案書(様式) | 作成にかかる留意事項 |
|---|---|
| 技術提案書 (様式 1) | <p>必要事項を記載のうえ記名押印すること。</p> <p>その他補足事項については、入札者に対する指示書[9][3]を参照のこと</p> |
| 配置予定現場作業 責任者の資格等 (様式 2) | <p>以下に示す技術者資格を有する技術者を配置出来れば優位に評価する。</p> <p>技術士[総合技術監理部門(建設部門-建設環境)又は(環境部門-環境測定)]の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。</p> <p>平成 12 年度以前の技術士試験合格者で、技術士[建設部門(建設環境)又は環境部門(環境測定)]の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。</p> <p>環境測量士(濃度関係)の資格を有し、計量法による登録を行っている者。</p> <p>平成 13 年度以降の技術士試験合格者で、技術士[建設部門(建設環境)又は環境部門(環境測定)]の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。ただし、7 年以上の技術的業務の実務経験を有し、かつ、業務に該当する部門に 4 年以上従事している者とする。</p> <p>RCCM(建設環境部門)の資格を有し、RCCM 資格制度規程による登録を行っている者。なお、RCCM 試験に合格しているが、登録できない立場にいるものについても、RCCM と同等の能力を有している者とする。</p> <p>外国資格を有する者については、上記に示す資格相当との国土交通大臣認定を受けている者を評価する。なお、参加表明書提出時に認定を受けていない場合にも大臣認定申請書を添付することで提出出来るが、開札日までに大臣認定を受け認定書の写しを提出すること。</p> <p>記載した資格を有していることを証明する登録証等の写しを添付すること。</p> <p>学歴及び実務経験を記載する場合には、経歴書(様式は自由とする)を添付すること。</p> <p>経歴書には、生年月日、現住所、最終学歴、取得資格、職歴、当該工種に関する経歴を記載し、配置予定技術者が押印するものとする。</p> <p>記載にあたっては、様式 2 に示す 記載上の注意事項 に従うこと。</p> |
| 配置予定現場作業 責任者の同種又は 類似業務の経験 (様式 3) | <p>以下に示す業務実績を有する技術者を配置出来れば優位に評価する。</p> <p>同種業務：ダイオキシン類に係る現地測定業務</p> <p>類似業務：1)大気中の浮遊粒子物質における現地測定業務</p> <p>2)地下水の流向・流速における現地測定業務</p> |

| | |
|----------------------------------|---|
| | <p>なお、類似業務においては、1)または2)いずれかの業務の施工実績を有していれば良い同種業務を優先的に記載し次の資料を添付すること。</p> <p>）同種又は類似業務の実績として記載した業務内容を把握できる契約書類（契約書、特記仕様書等）の写し</p> <p>ただし、当該業務が、「TECRIS」に登録されており業務内容を把握できる場合は、その写しを添付し、契約書類（契約書、特記仕様書等）の写しを添付する必要はない。また、契約書類（契約書、特記仕様書等）の写しやTECRISで業務内容が確認できない場合は、別途確認できる資料を添付すること。</p> <p>）発注機関から通知された「認定書」の写し、または「成績評定通知書」の写しを添付するものとする。</p> <p>記載にあたっては、様式3に示す 記載上の注意事項 に従うこと。</p> |
| 業務への取組み方針 （様式4） | <p>業務への取組み姿勢を評価するため、各項目に以下のとおりに記載する。</p> <p>1)「業務の実施方針」には、本調査等の業務内容や特徴を踏まえた業務を遂行するための着眼点を記載する。</p> <p>2)本調査等の業務フローについて簡潔に記載する。</p> <p>3)本調査等に関する知識や有効な提案（有益な代替案の提示、コスト縮減の提示等）について記載する。</p> <p>実施の手順を示す計画工程表は、設計図書に基づき別途作成し、様式4に添付するものとする。（用紙のサイズはA4又はA3で1枚とする。）</p> <p>記載にあたっては、様式4に示す 記載上の注意事項 に従うこと。</p> |

(2) 提案書の各様式はA4版とし、文字サイズは10ポイント以上とする。

(3) 選定者は、提案書を作成するにあたり、以下の資料を閲覧することができる。

| | |
|------|--|
| 資料名 | 平成22年度 高谷地区モニタリング調査 報告書 |
| 閲覧場所 | 東日本高速道路株式会社 関東支社 千葉工事事務所 |
| 閲覧期間 | 技術提案書の提出期限の前日まで（休日を除く毎日10時から17時まで） |
| 問合せ先 | 東日本高速道路株式会社 関東支社 千葉工事事務所 (TEL) 043-350-3321 |

閲覧を希望される際は上記 「問合せ先」へ事前にご連絡ください。

3-7. 技術提案書の提出

(1) 選定者は、上記3-6.で作成した提案書を次のとおり契約責任者へ提出しなければならない。

| | |
|------|--|
| 提出期間 | 平成24年5月9日(水)から平成24年6月18日(月)まで |
| 提出場所 | 上記1-6.「契約担当部署」 |
| 提出方法 | 持参(休日を除く毎日10時から16時まで)または書留郵便(締切日必着)に限る |
| 提出書類 | 上記3-6.により作成した「提案書」を4部(正1部、副3部) |

3-8. 技術提案書に対するヒアリング

(1) 提案書の提出後、選定者に対し、次に示すとおりヒアリングを実施する。

| | |
|------|--|
| 実施期間 | 平成24年6月19日(火)から平成24年6月21日(木)まで ヒアリングの詳細日時は別途協議のうえ、決定する。 |
| 実施場所 | 東日本高速道路株式会社 関東支社 |

出席者 配置予定管理技術者のみとする

- ヒアリング内容
- ・ 業務の実施方針（業務理解度）
 - ・ 業務の取り組み姿勢（業務手順、実施体制、照査体制）
 - ・ その他（業務に関する知識等）

- (2) 上記(1) に示す者が出席できず、ヒアリングを行わなかった場合は、提案書に記載された内容のうち、確認ができなかった事項については評価しない。
- (3) ヒアリング時において提出済みの資料以外のもの（パネル・パース等）を持込んでの説明及び追加資料の受領はしない。

3-9. 技術提案書の評価基準

- (1) 技術提案書の評価項目、評価基準、配点は次のとおりとする。

| 評価基準 | | | | 判断基準 | 配点 |
|--|-----------------------|-----------------------|------------------|---|------|
| 予 定 管 理 技 術 者 の 経 験 及 び 能 力 | 資 格 実 績 等 | 資 格 要 件 | 技術者資格等、その専門分野の内容 | (参加表明書様式 5) | 10.0 |
| | | | | 下記の順位で評価する。なお、外国資格を有する者については、 | 10.0 |
| | | | | 予め下記に示す資格相当との旧建設大臣認定又は国土交通大臣認定を受けている者を評価する。 | 8.0 |
| | | | | 技術士【総合技術監理部門（建設部門 - （建設環境）または、環境部門 - （環境測定））】の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。 | 4.0 |
| | | | | 平成 12 年度以前の技術士試験合格者で、技術士【建設部門（建設環境）または環境部門（環境測定）】の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。 | |
| | | | | 平成 13 年度以降の技術士試験合格者で、技術士【建設部門（建設環境）または環境部門（環境測定）】の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。ただし、7 年以上の技術的業務の実務経験を有し、かつ、業務に該当する部門に 4 年以上従事している者とする。 | |
| | | | | RCCM（建設環境部門）の資格を有し、RCCM 資格制度規程による登録を行っている者。なお、RCCM 試験に合格しているが、登録できない立場にいるものについても、RCCM と同等の能力を有している者とする。 | |
| 予 定 管 理 技 術 者 の 経 | 資 格 実 績 等 | 専 門 技 術 力 | 成果の確実性 | 平成 13 年度（参加表明書様式 6） | 15.0 |
| | | | | (H13.4.1) 以降に発注機関に受渡しを行った同種又は類似業務等の実績の内容 | 6.0 |
| | | | | 下記の順位で評価する。 | |
| | | | | 同種業務の実績がある。 | |
| | | | | 類似業務の実績がある。 | |

| | | | | | | |
|--|-----------------------|------------------|----------------|----------------------|--|---------------------------------|
| 験 及 び 能 力 | | | | | | |
| 予 定 現 場 作 業 責 任 者 の 経 験 及 び 能 力 | 資 格 実 績 等 | 資 格 要 件 | 技術 者資 格等 | 技術者資格等、その専 門分野の内容 | (様式2) 下記の順位で評価する。なお、外国資格を有する者については、 予め下記に示す資格相当の旧建設大臣認定又は国土交通大臣 認定を受けている者を評価する。 技術士【総合技術監理部門(建設部門 - (建設環境)または、 環境部門 - (環境測定))】の資格を有し、技術士法による登録 を行っている者。 平成12年度以前の技術士試験合格者で、技術士【建設部門(建 設環境)または環境部門(環境測定)]の資格有し、技術士法に よる登録を行っている者。 環境測量士(濃度関係)を有し、計量法による登録を行ってい る者。 平成13年度以降の技術士試験合格者で、技術士【建設部門(建 設環境)または環境部門(環境測定)]の資格有し、技術士法に よる登録を行っている者。ただし、7年以上の技術的業務の実務 経験を有し、かつ、業務に該当する部門に4年以上従事してい る者とする。 RCCM(建設環境部門)の資格を有し、RCCM 資格制度規程によ る登録を行っている者。なお、RCCM 試験に合格しているが、登 録できない立場にいるものについても、RCCM と同等の能力を有 している者とする。 なお、上記に該当しない場合は加点しない。 | 5.0 5.0 5.0 4.0 2.0 |

| | | | | | | |
|--|----------------------------|-----------------------|----------------------------|--|--|-------------|
| 予 定 現 場 作 業 責 任 者 の 経 験 及 び 能 力 | 資 格 実 績 等 力 | 専 門 技 術 力 | 成 果 の 確 実 性 | 平 成 13 年 度 (様式 3) (H13.4.1)以降に発 注機関に受渡しを行 った同種又は類似業 務等の実績の内容 | (様式 3) 下記の順位で評価する。 同種業務の実績がある。 類似業務の実績がある。 なお、上記に該当しない場合は加点しない。 | 10.0 4.0 |
| | 実施方針・ 実施フロー ー・その他 | | 業務理解度 | | (様式 4) 各項目について下記のとおり評価する。 目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。 | 15.0~0.0 |
| | | | 実施手順 | | (様式 4) 業務実施手順を示す実施フローや実施体制の妥当性が高い場合 に優位に評価する。 (様式 4) 業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に 評価する。 | 30.0~0.0 |
| | | | その他 | | (様式 4) 業務に関する知識、業務に有効な提案(有益な代替案の提示、 コスト削減の提示等)、重要事項の指摘がある場合に優位に評価 する。 | 25.0~0.0 |

第 4 入札・開札・落札者の決定

4-1. 入札に必要な書類の作成等

入札者は、次に示すとおり、入札に必要な書類を作成または準備し、提出しなければならない。

「入札書」... 入札者に対する指示書[12]を参照のこと

4-2. 入札及び開札

(1) 入札書の提出及び開札の執行については、次に定めるとおりとする。

入札書の提出期限 平成 24 年 7 月 6 日(金) 16:00

入札書の提出場所 上記 1-6.「契約担当部署」のとおり

入札書の提出方法 書留郵便(配達日指定郵便により提出期限までに必着のこと)

開札執行日時 平成 24 年 7 月 9 日(月) 10:00

開札執行場所 上記 1-6. 「契約担当部署」

- (2) 入札者は、入札及び開札にかかる留意事項として、入札者に対する指示書「5. 入札及び開札」を参照のこと。

4-3. 落札者の決定

- (1) 契約責任者は、開札の結果、契約制限価格の制限の範囲内における有効な入札のうち、『加算方式』に基づき算定した評価値が最も高い入札者のした入札価格をもって本業務の契約価格を決定し、当該入札者を落札者と決定する。

評価値 = 価格評価点 + 技術評価点

- (2) 評価値は 100 点を満点とし、その算定は次に示す各評価点を加算して行う。

価格評価点 (配点 30 点) ... 次に示す算式により算定する。

$$\text{価格評価点} = \text{配点} \times \left(1 - \left(\frac{\text{入札価格} - \text{最低入札価格}}{\text{契約制限価格} - \text{最低入札価格}} \right)^2 \right)$$

技術評価点 (配点 70 点) ... 次に示す算式により算定する。

$$\text{技術評価点} = \text{配点} \times \left(\frac{\text{次に示す評価基準により算定した点}}{110 \text{ 点}} \right)$$

- (3) 入札者は、落札者の決定にかかる留意事項として、入札者に対する指示書「18」を参照のこと。

第 5 その他

5-1. 使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

5-2. 質問の受付

- (1) 本件競争入札に関する質問は、次に定めるとおり受付を行う。

受付期間 入札公告の翌日から平成 24 年 6 月 26 日(火)まで

受付場所 上記 1-6. 「契約担当部署」のとおり

受付方法 質問書面(様式自由)を持参または書留郵便(受付期間内必着のこと)により提出すること

- (2) 上記(1)により受付けた質問に対する回答は、次の定めるとおり行う。

回答予定日 質問書を受け取った日の翌日から原則として平日で 5 日以内

回答方法 NEXCO 東日本のホームページ(「入札公告・契約情報検索」内の「その他契約情報」)に掲載する

http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/public_notice/search_service/

- (3) 競争入札に関する一般的な質問については、NEXCO 東日本のホームページを参照すること。

<http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/capacity/faq.html>

5-3. 入札の無効

入札者に対する指示書[23]に該当する入札は無効とする。

5-4. 支払条件

- (1) 前払金 請負代金額が 300 万円以上の場合には「有」、300 万円未満の場合には「無」
「有」の場合は請負契約書 34 条 1 項に基づき前払金の請求をすることができる。

- (2) 部分払 「無」

5-5. 競争参加資格に関する留意事項

- (1) 本業務の請負人、本業務の下請負人、又は当該請負人若しくは下請負人と資本若しくは人事面において関連がある者は、本業務にかかる工事の入札に参加し又は建設工事を請負うことができない。

「資本若しくは人事面において関連がある者」とは、次の 又は に該当する者である。

当該請負人若しくは下請負人の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者。

代表権を有する役員が当該請負人若しくは下請負人の代表権を有する役員を兼ねている場合におけるその代表権を有する役員が属する者。

- (2) 本工事若しくは本業務の請負人、本工事若しくは本業務の請負人と資本若しくは人事面において関連のある者、本工事若しくは本業務の下請負人、本工事若しくは本業務の下請負人と資本若しくは人事面において関連がある者は、本工事若しくは本業務の契約期間中、監督を担当する部署の施工（調査等）管理業務の入札に参加し又は施工（調査等）管理業務を請負うことができない。

「資本若しくは人事面において関連のある者」とは、次の 又は に該当する者である。

当該請負人若しくは下請負人の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者。

代表権を有する役員が当該請負人若しくは下請負人の代表権を有する役員を兼ねている場合におけるその代表権を有する役員が属する者。

5-6. 苦情申立てに関する事項

本手続きに関し、「政府調達に関する苦情の処理手続」(平成7年12月14日付け政府調達苦情処理推進本部決定)により、内閣府政府調達苦情処理対策室(連絡先:政府調達苦情検討委員会事務局 電話 03-3581-9044(直通))に対して苦情を申し立てることができる。

以 上